

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行に伴う特例措置について

平成26年2月7日
福島県入札監理課

東日本大震災の被災地で行われる公共工事において適用する標準歩掛については平成25年10月1日より適用していますが、これに加えて間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）についても補正係数による積算方法が適用されることとなったことに伴い、下記のとおり特例措置を定めます。

なお、補正係数の内容については、土地改良事業等請負工事及び森林整備保全事業にあっては農林技術課、土木工事にあっては技術管理課にお問い合わせください。

記

1 措置の内容

2に定める工事の受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第51条の規定に基づき、補正係数が適用されていない積算に基づく契約を、補正係数を適用した積算に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 適用対象工事

平成26年2月3日以降に契約を締結する工事のうち、補正係数を適用しないで積算している工事となります。

適用対象工事にあっては、発注者が受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを契約時点で説明することとします。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{補正}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{補正}}$ 及び k はそれぞれ次の額を表します。

$P_{\text{補正}}$ ：補正係数を適用した共通仮設費率及び現場管理費率並びに当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

※「平成26年2月から適用される公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」Iの3に基づく変更もある場合の請負代金額については、上式の $P_{\text{補正}}$ は補正係数を適用した共通仮設費率及び現場管理費率、新労務単価並びに当初契約時点の物価により積算された予定価格とします。

4 協議の請求期限

この特例措置に基づく請負代金額変更の受注者からの協議の請求期限については、原則として当初契約の日から60日以内となります。

ただし、当該案件が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく議決を要する場合、議会の議決を得て本契約として成立した日から60日以内となります。